

# TAMA協会 入会金及び会費規則

社団法人許可日 平成13年4月2日



一般社団法人 首都圏産業活性化協会

## 一般社団法人首都圏産業活性化協会入会金及び会費規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人首都圏産業活性化協会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の入会金及び会費（以下「会費等」という。）について定めることを目的とする。

### (入会金)

第2条 定款第5条に定める正会員及び賛助会員の入会金の額は、別表の入会金基準によるものとする。

2 入会申込者は、理事会が入会を承認した旨の通知を受領したときは、1月以内に入会金を納付しなければならない。

### (会費)

第3条 定款第5条に定める正会員及び賛助会員の会費の額は、別表の会費基準によるものとする。

### (会費の納付等)

第4条 会費の納付は、会費基準で定められた年額を1回で納付することを原則とし、その納付は6月末までに本会に納付するものとする。ただし、期の途中で入会したときの会費は、入会する期に応じた額とし、入会と同時に納付しなければならない。

2 会費等の送金に要する費用は、会員負担とする。

### (退会に伴う会費等)

第5条 定款第8条第1項の定めるところにより、退会する場合は退会時までの会費を納付しなければならない。

2 定款第8条第2項の定めるところにより、退会者は既に納付した会費等の返還を請求することはできない。

### (実施要領)

第6条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この規則は、経済産業大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この規則は、平成13年8月3日から施行する。
- 3 この規則は、平成17年10月6日から施行する。
- 4 この規則は、平成19年6月12日から施行する。

別表

1. 入会金基準

会員種別	区 分	資 本 金 等	入 会 金
正 会 員	営利法人等	100億円超	210,000円
		50億円超100億円以下	150,000円
		3億円超50億円以下	60,000円
		1億円超3億円以下	45,000円
		1億円以下	30,000円
	個人事業主等	創業5年以内の営利法人を含む	15,000円
	教育機関 在日公館 通商機関	—	10,000円
	個人	—	10,000円
	商工団体	—	10,000円
	金融機関	—	60,000円
	公益法人	第3セクターを含む	10,000円
	中小団体	—	10,000円
	地方公共団体	製造品出荷額等5,000億円以上	15,000円
		製造品出荷額等5,000億円未満	10,000円
賛助会員	営利法人等	100億円超	210,000円
		50億円超100億円以下	150,000円
		3億円超50億円以下	60,000円
		1億円超3億円以下	45,000円
		1億円以下	30,000円
	個人事業主等	創業5年以内の営利法人を含む	15,000円
	教育機関 在日公館 通商機関	—	10,000円
	個人	—	10,000円
	商工団体	—	10,000円
	金融機関	—	60,000円
	公益法人	第3セクターを含む	10,000円
	中小団体	—	10,000円
	地方公共団体	製造品出荷額等5,000億円以上	15,000円
		製造品出荷額等5,000億円未満	10,000円

(備考) 表中の製造品出荷額等は、経済産業省の「工業統計表」による。

## 2. 会費基準

会員種別	区 分	資 本 金 等	会 費
正 会 員	営利法人等	100億円超	490,000円
		50億円超100億円以下	350,000円
		3億円超50億円以下	140,000円
		1億円超3億円以下	105,000円
		1億円以下	70,000円
	個人事業主等	創業5年以内の営利法人を含む	35,000円
	教育機関 在日公館 通商機関	—	10,000円
	個人	—	10,000円
	商工団体	—	10,000円
	金融機関	—	140,000円
	公益法人	第3セクターを含む	10,000円
	中小団体	—	20,000円
	地方公共団体	製造品出荷額等5,000億円以上	30,000円
		製造品出荷額等5,000億円未満	10,000円
賛助会員	営利法人等	100億円超	490,000円
		50億円超100億円以下	350,000円
		3億円超50億円以下	140,000円
		1億円超3億円以下	105,000円
		1億円以下	70,000円
	個人事業主等	創業5年以内の営利法人を含む	35,000円
	教育機関 在日公館 通商機関	—	10,000円
	個人	—	10,000円
	商工団体	—	10,000円
	金融機関	—	140,000円
	公益法人	第3セクターを含む	10,000円
	中小団体	—	20,000円
	地方公共団体	製造品出荷額等5,000億円以上	30,000円
		製造品出荷額等5,000億円未満	10,000円

(備考) 表中の製造品出荷額等は、経済産業省の「工業統計表」による。

### 3. 入会にかかる会費基準

会員種別	区 分	資 本 金 等	入会にかかる会費	
			上期 (4/1～9/30)	下期 (10/1～3/31)
正 会 員	営利法人等	100億円超	490,000円	245,000円
		50億円超100億円以下	350,000円	175,000円
		3億円超50億円以下	140,000円	70,000円
		1億円超3億円以下	105,000円	53,000円
		1億円以下	70,000円	35,000円
	個人事業主等	創業5年以内の営利法人を含む	35,000円	18,000円
	教育機関 在日公館 通商機関	—	10,000円	
	個人	—	10,000円	
	商工団体	—	10,000円	
	金融機関	—	140,000円	70,000円
	公益法人	第3セクターを含む	10,000円	
	中小団体	—	20,000円	
	地方公共団体	製造品出荷額等5,000億円以上	30,000円	
		製造品出荷額等5,000億円未満	10,000円	
賛助会員	営利法人等	100億円超	490,000円	245,000円
		50億円超100億円以下	350,000円	175,000円
		3億円超50億円以下	140,000円	70,000円
		1億円超3億円以下	105,000円	53,000円
		1億円以下	70,000円	35,000円
	個人事業主等	創業5年以内の営利法人を含む	35,000円	18,000円
	教育機関 在日公館 通商機関	—	10,000円	
	個人	—	10,000円	
	商工団体	—	10,000円	
	金融機関	—	140,000円	70,000円
	公益法人	第3セクターを含む	10,000円	
	中小団体	—	20,000円	
	地方公共団体	製造品出荷額等5,000億円以上	30,000円	
		製造品出荷額等5,000億円未満	10,000円	

(備考) 表中の製造品出荷額等は、経済産業省の「工業統計表」による。